

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 令和5年12月18日(月)
開会 午前10時1分
閉会 午前11時15分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席委員 (委員長)梅村均、(副委員長)須藤智子
(委員)谷平敬子、大野慎治、木村冬樹
5 欠席委員 なし
6 出席議員 関戸郁文議長、片岡健一郎副議長、水野忠三議員、堀江珠恵議員、井上真砂美議員
7 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
8 委員長あいさつ
9 議長あいさつ
10 協議事項

(1) 議会選出の監査委員の委員会における退席のタイミングについて
梅村委員長：資料に基づき説明

【質疑】

大野委員：議案等の質疑後の退席でいかがか。委員間討議の際も意見を言えないのであるからこのタイミングではないか。

梅村委員長：議会選出監査委員としての助言があるかもしれない。

片岡副議長：委員から意見を求められることがあるかもしれない。

大野委員：でも発言できないから。

木村委員：決算議案に付帯決議を付ける場合など意見を求めることもあるかもしれない。討論の前の退席とすれば良いと考える。

関戸議長：そういった場合も意見を求められることになる。

梅村委員長：意見をまとめると討論の前に退席するということが良いか。

各委員：異議なし。

梅村委員長：委員会審査における議会選出監査委員の退席は、討論の前と決する。

(2) 意見書提出請願採択後の意見書議案審査のタイミングについて

梅村委員長：資料に基づき説明

【質疑】

大野委員：正副委員長で意見書の内容について調整を図り、別日に意見書を決定するのが良いと考える。

梅村委員長：別日の考え方は委員会の判断で良いと思うが、請願審査後のど

の段階で意見書の議論に入るのが適切か議論したい。委員の考え方として意見書の議論は付託・送付された案件を全て審査終えた後という解釈で良いか。

井上議員（厚生・文教常任委員会委員長）：別日に再度委員会を開かなくてはいけないという解釈で良いか。

梅村委員長：委員会が別日に決定するという判断ならばそのとおりである。

大野委員：委員会提出議案として別日に委員会に諮るとなるとそうなる。

井上議員：タイミングはいろいろ考えられる。

梅村委員長：同日の午後に再開することもあるだろうし、いろんなケースが考えられる。

須藤副委員長：この議論は、散会せずに続けて意見書を議論すると執行機関が退席できないことに対する配慮からか。退席してもらった方が良いでしょう。

梅村委員長：請願が採択されるものとみなして、個々が意見書を読み込んで委員会に臨めばスムーズに審査が進むかもしれない。

井上議員：確認させていただくが、請願の採決後ただちに意見書の議論に入るのではなく、請願審査で区切りを付けてから1番最後に意見書の議論を行うということで良いか。

梅村委員長：執行機関を委員会に残したまま意見書の議論に入らないようにしたい。

井上議員：別日に委員会を設けなくても、同日の最後に議論しても良いということに理解した。

須藤副委員長：これまでも紹介議員と正副委員長で意見書の調整は図ってきたかと思う。

大野委員：これまでは正副委員長で調整のうえ合意して最終日に議案を提出してきた。

須藤副委員長：委員会で丁寧に議論するのは良いかと思う。

大野委員：確認するが意見書は議員が文案を決めていけば良いのか。

梅村委員長：趣旨が外れてこなければ大丈夫である。

大野委員：これまでも意見書を丁寧に扱ってきたが委員会の中で文言の修正などはしてこなかった。

梅村委員長：これまでも意見書は丁寧に扱ってきたが表には出ていない。

大野委員：委員会で細かく見だすと時間がかかってしまうから。委員の合意を経て委員会を再開すると、ご異議なしという確認だけになってしまう。

木村委員：この方向で良いとは思いますが、正副委員長のスキルにも繋がってく

る。議会から過去に提出した同様の意見書との整合性も勘案しないといけないし、岩倉市の状況を加えるなどの必要性に対応しなくてはならない。提出先も加えるなど考えたものにしないといけない。正副委員長と事務局で相談して意見書文案を作り上げていくことも必要に思う。平場で意見を個々に述べ始めると先の委員会のように委員会運営が整理されていないものになってしまう。時間を置いて正副委員長の案として委員会に諮るならば別日に再開するか、午後に再開するかということではないか。

大野委員：もし、委員が集まったところで文案を議論する必要があるならば、委員会を協議会に切り替えて議論して文案を整えて、その後委員会を再開して意見書案を諮る形になるのでは。委員が揃ったところで文案を触りだすなら協議会の場が良い。

梅村委員長：今の手法もひとつの方法である。

大野委員：協議会として開いてもそこを議事録に残すとすると難しいのかな。協議会開催も課題が残る。後日の開催が良いのかな。

梅村委員長：各委員の都合もあるので何ともいえないところもある。文案作成が煩雑になりそうであれば委員長一任と決めておくのも良いかと思う。そこをはっきりさせて、これまで同様に正副委員長の元で調整していくのも良いかと思う。

木村委員：委員から一定意見だけ述べてもらって、正副委員長一任という手法で良いと考える。

梅村委員長：できる限り公開できるところは行って。

大野委員：正副委員長に一任しますと調整する。その決をはっきりさせれば良い。「請願の意見書につきましては調整させていただきますが、正副委員長に一任させていただきます。」といった文言を入れていけば良いか。

梅村委員長：そういった場合もあるだろう。ただし、委員によっては添付された意見書に対する意見もあるだろうから委員長はその確認も必要であろう。請願に添えられた意見書は最後に扱うことと、できる限り委員会で公開していくということで決めさせていただくがよろしいか。

各委員：異議なし。

梅村委員長：今後は以上のように委員会を進めるということで決定する。また、まれではあるが、請願が閉会中の継続審査に付されることもあるので、そのような場合は臨機応変に取り扱っていただきたい。加えて執行機関の説明員を必要以上に拘束する時間がないよう配慮いただきたい。

(3) 常任委員会所管事項の見直しに係る委員会条例の一部改正について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

梅村委員長：議案等が継続審査となった場合は4月1日以降改正後の所管事項を属する常任委員会に付託しなおすこととなるか。

議会事務局統括主査：「当該事件を所管事項とする常任委員会に付託されたものとみなす」と附則で規定するので、再度の付託は必要ない。

梅村委員長：この内容で議長へ提出するが最終日の議事日程に加わってくるか。

議会事務局統括主査：意見書に関する委員会提出議案も併せて議会運営委員会で日程追加を審査したうえで議会上程して審議することとなる。

大野委員：この場で決めてしまえば追加日程にならないのではないか。

議会事務局統括主査：他に市長提出の追加議案もある。

関戸議長：市長提出の議案がこれ以上ない場合のお尋ねと思う。最終日に新たに提出する議案が議会提出の議案のみであった場合はどうなるか。今、この場の議論で、最終日の本会議休憩中に行っている議会運営委員会の開催は必要なくなるのではないか。

木村委員：議会運営の流れとしてはまずは予定された議案等の審議を行う必要があり、予定された日程が終了した際に議会運営委員会を開いて追加議案を日程追加して審議していくか審査が必要になる。

梅村委員長：「岩倉市議会委員会条例の一部を改正する条例」に関しては特に意見もないようなので、この内容で提出する。

(4) 市議会サポーターの声について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

梅村委員長：議会運営委員会が担当委員会となっている案件について回答案を作成したがいかがか。

大野委員：回答案から「賞賛」は省く。拍手はどの議会でも行われている。

木村委員：一般質問の内容から判断し「賞賛」の意味で拍手することもある。

関戸議長：賛成の意味は違う気がするが。

大野委員：主に敬意や慰労の意味ではないか。

木村委員：質問に対する執行機関答弁に拍手を送りたくなることもある。

大野委員：敬意のみではないか。

関戸議長：激励の意味もあるのでは。

梅村委員長：「敬意、激励などの意味が」とする。

大野委員：「タイトルに議員番号を記載する」とあるが意味がわからない。

議会事務局統括主査：最初に議会ホームページから動画を見る際は議員のこの質問と絞って見ることができる。YouTube を開くとどの議員の質問なのかサムネイルから判断できないようだ。

片岡副議長：タイトルに議員名を入れてほしいということと思われる。

梅村委員長：作業的にどうか。

片岡副議長：特に問題はない。

(5) その他

須藤副委員長：一般質問の際に通告にない質問をした議員が見受けられた。

市長や教育長に尋ねられたが通告にはない。答えてほしいのであれば通告すべきではなかったか。

梅村委員長：6月定例会の振り返りの際の議会運営委員会でも議論したことに通ずる。その際には、必ず前もって伝えておくということで合意した。

通告書に記載しておくのも良いという推奨的な意見もあった。絶対に記載しないとイケないという結論ではなかった。

須藤副委員長：前もってというのは執行機関とか。

梅村委員長：一般質問ヒアリング時になる。その際に執行機関にしっかり伝えておくということは決まっている。今の提案は答弁者の希望がある場合に通告書に記すかということだが。

須藤副委員長：通告書に書かないということは、後から決めたということではないか。

木村委員：聞き及んでいるのは、通告書にカッコ書きで「市長答弁を」というものを記していたらしいが、配布された通告書にはそれがなかったということのようだ。

大野委員：前回、私は事前に執行機関に伝えていた。

関戸議長：「誰々に答弁を」と記していなかったときに、やりとりの中で執行機関から指摘するケースは考えられないので、議員から「誰々に答弁を求め」というケースはそれほどあるか。

梅村委員長：改選前などはしばしば見受けられた。部長の答弁では物足りないと、市長に再度質問を投げかけることがあった。

須藤副委員長：市長は聞いていないとして答えなかったことがあった。

梅村委員長：各部長が答弁したとしても、それは市長の答弁を代弁していると考えるのだが。

木村委員：一方で、議会サポーターからは「市長にもっと尋ねるべき」という意見も頂戴している。そことのバランスも考慮しながらに思う。少なくとも市長や教育長に答弁を求める際にはヒアリング時にしっかり伝えてお

かないといけない。通告書に記すまではどうかと考えるが。

須藤副委員長：以前は、通告書にわかりやすく書くという意見もあった。

梅村委員長：それは通告内容のことと思われる。

片岡副議長：通告する段階で市長に尋ねることがわかっているならば、通告書を見た市民もわかりやすいかなと考える。通告に記すか否かは努力義務として、なるべく記すということではいかか。しかし、一般質問中に制限するというのも難しい。急に答弁者を名指しして求めることは良いとも考えるが、急に答えてもらえるかどうかは別問題。仮に事前に通告していたとしても答えない可能性はある。誰が答弁するかは執行機関が決めることである。通告書に記す努力はすると改めて申し合わせたい。

関戸議長：再度の確認であるが、通告書に「誰々に答弁を求める」と記したからといって、希望通りに答弁者が発言するのではないという認識で良いか確認したい。

水野議員：誰が答弁するかは執行機関側の裁量である。

木村委員：しかし、市民からは市長に答えてほしいというものもあるだろうし、議会としてはできる限り通告書に記すという申合せをして、少なくともヒアリングでしっかり伝えて、答弁者は執行機関の判断に任せるということでいかか。

梅村委員長：通告書へ絶対に記さないといけないわけではなく、なるべく記していただいて、ヒアリング時に執行機関へ伝えるという対応としていきたい。せつかくの場でもあるので、ここまでの12月定例会を振り返って気付いた点などあるか。

大野委員：厚生・文教常任委員会の一部採択となった請願審査はどの項目に対しての一部採択としたか、委員長が述べられなかった。委員会を聞いていてどの項目を採択したのかわからなかった。

木村委員：委員間討議の中でどの意見書を採択できるとの意見があったからどの項目を採択としたかわからないことはないが、採決の際にも採択する項目の発言があっても良かった。

梅村委員長：委員長にも伝えていきたい。

須藤副委員長：意見書の番号等の発言はなかったか。

大野委員：一部採択とする項目の説明がないままに、いきなり「この請願を一部採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます」と諮られた。

木村委員：塚崎議員の一般質問の際に水野議員から「休憩動議」という発言があったが整理しないといけない。動議が成立しているか否かもわからない状況であった。

大野委員：議長が発言を許したわけでもないのに発言している時点でおかしい。

関戸議長：あのときは、議長の裁量で休憩となっている。

木村委員：そのとおり。その判断で良いと考える。動議提出の際の手続きは確認した方が良い。

関戸議員：まずは「議長」と呼びかけつつ挙手していただく。発言を許可するので、議員は「休憩の動議を提出します」として動議を提出いただく。

大野委員：それは副議長と議会運営委員会委員長以外は言わない方が良い。

木村委員：まずもって、いきなり「休憩動議」との発言はない。

関戸議長：発言があるなら、まずは「議長」と発言の許可を求めるところからお願いしたい。よって、あの際の休憩は休憩動議の提出によるものではなく、議長の裁量で休憩とさせていただいた。

大野委員：それこそ会議録は「発言するもの有り」程度となるものとする。

須藤副委員長：他の市議会も休憩する際に「議長」と発言の許可を得る行為があるか。

木村委員：あくまで議事運営上の行為であるから手続きに沿う必要がある。

大野委員：これまで実際には「休憩」と銘々が発言して、議長が裁量的に休憩を取っていたものと思われる。おそらく銘々の発言は会議録上「発言するもの有り」になっていると思われる。

梅村委員長：他にあるか。委員長から一件、委員会代表質問の際に資料が配布された。会派で印刷されていたと思うが、委員会代表質問の性質上、議会組織の質問であるから事務局のプリンターで良かったのかと思うが。

片岡副議長：事務局のプリンター印刷では資料の色合いに委員長が気に入らなかったようだ。

大野委員：自前のきれいな用紙を用いれば良かったかもしれない。あと行政調査に関する質問であるならば、行政調査資料を片側の委員会に見せないとか何を質問しているのかよくわからない。全ての資料ではなく一部の抜粋やポイントを絞ってもらえると良い。

梅村委員長：理解を深めるために行政調査に関する質問をするときは、資料配布に工夫することを心がけていただけると良いかと思われる。

木村委員：資料のことで気になる点がある。質問に関係のない資料が添付されており、この資料を後で読んでくださいということがあった。そのようなことをして後で読む議員がいるのか。質問に関連しているから理解するために読むのであって、後で読んでほしいという資料を印刷して配布する必要があるのか。世の中、紙を減らす方向であるのにどうであるか。

水野議員：紙を減らして、本来は質問に使いたかったが時間がなくなってしまつて。

関戸議長：時間の範囲内で質問を絞ってください。

大野委員：モニター・PCを活用しながら説明していかないと紙資料だけでは何を言いたいのかわからない。特にモニターを使用して質問する人は「後でこの動画をみてください」なんてものはないわけで、「後で資料を読んでください」というのはおかしい。

木村委員：モニターを活用した資料は、後で動画を見たときに視認できる文字の大きさになっているか。例えば厚生労働省作成の資料を映す議員もあるが読めるか。

片岡副議長：グラフや表などはわかるが。

木村委員：グラフや表、写真は有効な資料と捉える。文字は厳しいかなと思われる。

大野委員：文字の大きさはせめて32ポイント必要かと思われる。

木村委員：資料の見せ方は議員各々で注意していきたい。

梅村委員長：配布する資料は質問時に使用するものに限るとしたい。委員会代表質問時の資料作成は議会費を使用できるという共通した認識であるようなので今後も同様の認識で進めていきたい。

議会事務局長：一般質問の資料に関して、紙資料を配布する場合は議長の許可を得て議場に配布することになる。モニターを使用する場合のデータはこれまで議長がデータを確認するということがなかった。映像として配布するにふさわしくないものが映る可能性もなくはない。これらのルールを次回決めていただきたい。

大野委員：映像と共に紙資料を作成しているので、紙資料で許可を取っている。

片岡副議長：その手順を踏んでいただければ何ら問題はない。

関戸議長：映像のみを資料としている場合である。

梅村委員長：次回に議論したい。

議会事務局長：一般質問時であるが、質問する議員以外の議員の話し声がうるさく傍聴しづらいという意見を傍聴者からいただいている。他に一般質問資料を議場配布のため事務局にいただくタイミングであるが前日5時までに必ずいただきたい。改めてのお願いである。

厚生・文教常任委員会の審査であったが、委員間討議の最中に委員外議員の発言を許す場面があった。委員間の討議であるから委員外議員で発言はありえないかなと思われる。これらの点を次回協議いただきたい。

大野委員：あれは委員長が委員会に諮ったから良いのではないか。

議会事務局長：委員間討議は論点整理の場である。

大野委員：私が委員長のとときに紹介議員が説明できなかつたために、委員外議員である紹介議員に発言してもらったことがある。

関戸議長：これまで委員外議員に発言させてしまったことがあるが、委員間討議に入っているならば委員長が休憩を取って休憩中の発言とするべきではないか。

梅村委員長：委員外議員の質疑中の発言許可で論点整理されていくだとかを含めて次回に議論したい。

片岡副議長：委員間討議中の委員外議員の発言がふさわしくないのであれば、休憩を取って参考として発言を聞くという手順はあり得ると考える。委員長はその都度瞬時の判断を求められるという点が難しいと思う。

大野委員：正しくないのであったのならば、事務局は委員会を止めて委員長に進言しないといけない。委員会に諮ったから問題なかつたのでは。

片岡副議長：休憩取って委員外議員に発言いただくのが自然であると思われる。

議会事務局長：次回の議会運営委員会で他にも議論いただきたい件がある。

議会事務局統括主査：厚生・文教常任委員会に送付された陳情で意見陳述を希望されたものがあつた。しかし、陳情者の都合により委員会当日の来庁が不可となつてしまつたがそのことの報告がなかつた。陳情者としては代理を立てて陳述を行いたかつたようだが個人による陳情であつたためそれは叶わなかつた。例えばのっぴきならない理由により代理による陳述を認める場合があるのか。例えば、家族に関する陳情を世帯主が陳情者となつたが世帯主に何か相応の理由があり来庁できなくなつた場合、配偶者の陳述も認められないのか。次回でなくても良いので議論いただきたい。もう一点、請願・陳情についてである。請願・陳情の提出は当該定例会で取り扱う場合は、その定例会の初日午後5時である。最近は期限ぎりぎりの定例会初日に提出される請願・陳情がしばしば見受けられる。事前に提出があつた請願・陳情は議会運営委員会に資料として示しているが、定例会初日に議会運営委員会が開催されない場合は、次回、議案及び請願の付託日まで開催されないことになる。付託先や送付先委員会が決まれば即座に請願や陳情を議場配布としなければならないが、今回のように送付するかしないか判断が難しい陳情や送付先が不確かで会議の議論で初めて決定するようなものがあると、その決定内容を配布資料に反映させるための資料作成のために本会議が止まってしまう場合がある。かと言って、場合分けし

た資料を複数作成するには、労力もさることながら大量の無駄紙が発生することにもなる。これを解消するには提出期限であったり、初日以降のどこかで皆さんにご足労いただいて議会運営委員会をはさむなどの対応はあるかご議論いただきたい。

大野委員：提出期限の初日 5 時というのは決まっているのか。日時を変えられないのか。

梅村委員長：提出期限は議会が決めている。

大野委員：例えば定例会初日の正午に変えることはできるか。できるならば初日の本会議散会後に議会運営委員会を開催して請願・陳情を議論することもできる。初日の正午に変えるという方法もある。

梅村委員長：検討課題としたい。

議会事務局統括主査：提出期限の変更であるが、私が議会事務局へ配属となったときは請願と陳情の提出期限が異なっていた。陳情は初日の午後 5 時ではなく、同日の午前 10 時であった。それが間もなくして変更になった。

木村委員：請願の場合は紹介議員も必要になるから、本会議で議員が集まる午後 5 時が期限であったと思われる。元のルールだと運営としてはすんなりいくと思われる。

梅村委員長：期限を分けてしまうのもどうかという考え方もある。

大野委員：他の議会はどのようなか。

議会事務局統括主査：以前に調べたことがある。近隣市議会に尋ねたが、告示日翌日の議会運営委員会の際には期限を切って案件報告をしているところもあれば、陳情は議員配布にとどめている議会もあった。期限や取扱いはまちまちであった。

議会事務局長：図書購入の希望があれば議会事務局までお願いする。

関戸議長：予算的にはどうか。

議会事務局長：備品として購入するもの、消耗品として購入するものいずれでも良い。

大野委員：議会のカメラがあまりにも古いので何とかならないか。

議会事務局長：2月10日であるが、市が主催する28歳の集いが開催予定である。昨年に続き、議場での記念撮影を行いたいとの申出があったので報告する。

関戸議長：議会に直接関係ないが使用を認めている。

11 その他

次回：令和6年1月9日（火）午前10時